

# 内閣府本府政策評価有識者懇談会（第22回）議事録

日 時：平成27年3月30日（月）14:30～15:36

場 所：中央合同庁舎第8号館4階428会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 題

- (1) 平成26年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）について
- (2) 平成27年度内閣府本府政策評価実施計画（案）について
- (3) 第5次内閣府本府政策評価基本計画（改定案）について
- (4) 目標管理型の政策評価の質の向上に向けた取組について
- (5) 今後の予定等

## 3. 閉 会

○山谷座長 ただいまから「内閣府本府政策評価有識者懇談会」第22回会合を開催いたします。

皆様には、御多忙中のところ御足労いただき、ありがとうございます。

本日の懇談会は、前回の懇談会と同様、公開にて行います。

まず、井内内閣府大臣官房政策評価審議官から、挨拶をお願いいたします。

○井内審議官 本日は、どうもありがとうございます。

内閣府におきましては、政策評価の質の向上ということで積極的に取り組んでまいりました。本日もまた忌憚のない御意見をいただければ、ぜひ質の向上に努めてまいろうと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

○山谷座長 ありがとうございます。

本日の主な議題は

1. 平成26年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）について
2. 平成27年度内閣府本府政策評価実施計画（案）について
3. 第5次内閣府本府政策評価基本計画（改定案）について
4. 目標管理型の政策評価の質の向上に向けた取組について
5. 今後の予定等

の5点です。

事務局から本日の資料についての説明をお願いいたします。

○中村課長補佐 本日の資料の一覧でございますけれども、議事次第に資料1から資料6まで、それから、参考資料がございます。

お手元の資料の束は資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、参考資料とク

リップで束としてとめておりますので、もし不足等がございましたら事務局にお知らせください。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

では議題に入ります。

議題1～3まで事務局から説明をお願いいたします。

○中村課長補佐 まず「1. 平成26年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）について」の説明をいたします。お手元に資料1、A3の横置きの資料ですけれども、それをお手元に置いていただきながらご覧いただければと思います。

資料2-1に改定案のポイントをまとめておりますけれども、改訂内容は大きく3点ございまして、まず、1つ目が総合評価により事後評価を行う施策について追加をしております。

新法の政策に伴う施策の追加が1点と、評価手法の見直しと合計2施策で、具体的には前者の新法の成立に伴うものは、アルコール健康障害対策の推進で、こちらの横置きの表で言いますと3枚目の中ほど、平成25年12月に議員立法でアルコール健康障害対策基本法が成立いたしまして、平成26年6月に施行されましたので、この施策が施策体系としても追加になっておりますけれども、この評価を総合評価で行うものでございます。

もう一点、評価手法の見直しにつきましては従前、実績評価方式による事後評価を行っていた「仕事と生活の調和の推進」に関するものでして、こちらの横表の3枚目になりますけれども、施策の追加ではないので特に黄色く塗り潰していませんのですが、政策「15. 男女共同参画社会の形成の促進」の⑥について、総合評価方式で行うことといたしました。

これは、もともと実績評価方式にしていたのですが、その測定指標として立てているのが、政労使の合意に基づく憲章・行動指針で2020年の数値目標で、その中間値については定めず中長期的な推移を見守るのがよろしいということを政労使で合意したものですから、これは総合評価方式でその時期が到来した時点で、多角的、総合的に政策に評価を実施したほうがよかろうということ部局と調整いたしまして、新たに総合評価方式に追加させていただいたものです。

次に、政策評価体系の別紙1についての変更箇所なのですが、こちらも新法の成立等に伴う政策の追加がございました。

この表の見方を初めに説明すればよかったのですが、全部で3段になっておりますが、一番左側が現行計画の体系になっております。真ん中の一覧が改定案における体系の変更案でございます。さらに右側が、27年度実施計画における体系案となっております。それぞれ変更後の部分について黄色く塗り潰しを行っております。変更内容については、その一覧と一覧の行間に削除、追加といった変更内容を記載しております。

説明に戻らせていただきまして、施策の追加については1ページ目の一番下に政策5. 施策「⑪地域住民生活等緊急支援交付金の配分計画の策定等」と「⑫地域活性化・効果実

感臨時交付金の配分計画の策定」がございます。前者は平成25年度補正予算で、後者は平成26年度補正予算で新規施策として算出されたものですので、それを今回追加させていただいたものです。

3点目の追加なのですけれども、これは先ほどのアルコール健康障害対策の推進が追加になっています。

次に、組織再編に伴う施策の記載箇所の移動がございまして、これは現行計画を策定した時点では大臣官房に原子力災害担当室があり、そこが1枚目の「4. 原子力災害対策の充実・強化」の政策を担当していたのですけれども、これが昨年10月に政策統括官原子力防災担当という部局が新たにできました。もともとこの政策評価体系は、内閣府設置法の部局の並び順に基づいて対応しておりましたため、施策の箇所を後ろの2ページ目の政策の11.として、こちらに移動させたという変更内容です。

そのほか、表記の適正化のため施策内容の修正を行ったものが2施策ございます。具体的に申しますと「政府調達に係る苦情処理とその周知・広報」で「その」を入れたということと、あと「地域再生計画の認定等」で「等」を入れたということで、それぞれ実態に合わせた名称の変更をしているものです。

次に、事前分析表（別紙2）についての修正ですけれども、具体的にどこを見直したのか、資料2-1のホチキスどめをしてあるものの2~4枚目に具体的に表を追加したものの等の事例を挙げておりますけれども、例えば1枚目おめくりいただいて「『地域経済活性化支援機構法』に基づく地域経済活性化事業等の推進」の施策については、実施計画を策定した時点では官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会というものでKPIを定めるので、その議論を待ってKPIを定めたいと言っておりまして、指標の具体的な内容については決められておりませんでした。それが、実施計画の策定後、この幹事会が開催されまして具体的にKPIが11指標定められましたので、それを事前分析表に反映させたという内容でございます。

「公文書管理制度の適正かつ円滑な運用」という施策がございます。

これは指標そのものを変えたわけではないのですけれども、指標の実績値が具体的にとれる時期が、毎年度評価時期に間に合わないということで、部局からこの指標のままですと毎年度測定不能という結果になり得ないということでしたので、部局と相談して、重点化をすると同時にその指標を中長期的な傾向として見ていけば、耐え得るのではないかということで、前年度の指標の動きだけではなくて、過去3年分にさかのぼって指標がきちんと上向いているかどうかといった傾きをチェックするという指標の立て方に修正をしたものでございます。こういった指標の見直しをしたものが4施策ございます。

こちらが「平成26年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）のポイント」でございます。

次に議題「2. 平成27年度内閣府政策評価実施計画（案）について」こちらの資料3の東で、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、本文について見直しをしております、現行の実施計画では総合評価方式により評価を行う施策の一覧については、本文の中に箇条書きで列挙されているだけでして、いつ評価を行うのかであるとか、その総合評価で行うテーマと施策の関係がわかりづらかったものですから、資料3の束の後ろから2枚目につけておりますが、別紙4として、政策番号と施策番号をテーマごとに対応させているようにしてわかりやすくしたと、あと、政策評価を具体的にいつ実施するのかといったことを現段階で言える範囲なのですけれども、記載するようにいたしました。これで一覧性の向上をしたいと考えております。

あとは、事務の効率化に関する見直しなのですけれども、これは本文になりますが、本文でわかりづらいのでこちらのポイントで説明をさせていただきますと資料3-1の一番上でございます。

2番目の「○租税特別措置等に係る政策評価の手續について」現行では、当課、政策評価広報課が評価書の点検をいたしますけれども、それと同時に、租税特別措置の税制改正要望を取りまとめる課が別にごさいます、これが企画調整課というのですが、結局、我々政策評価広報課で政策評価書を点検いたしますので、その結果修正が発生しますと、企画調整課が手にするものは2種類になってしまっていてダブつき感が発生しますので、その流れを一本に直すという事務手續の効率化を図るものでございます。

これが2番目の○に関するものです。

次に、政策評価体系の別紙1についての見直しなのですけれども、また資料1に沿って説明をさせていただければと思うのですが、政策「5. 地域活性化の推進」「⑩プロフェッショナル人材事業」「⑫地方版総合戦略策定支援」がございますけれども、こちらは地方創生の関係で追加になった施策でございますが、それが追加になっております。

2ページ目、政策番号11. の「②原子力被災者生活支援の推進」という施策が追加になっております。これはもともと⑩の政策を担当している防災政策担当統括官が施策を持っていたものなのですけれども、現行の体系の中で5つの政策にばらばらになっていたものなのですが、それを1本としてまとめた上で、原子力防災担当室に移管したということで、新たに施策の柱立てになっているといったものでございます。

3ページ目は新たな政策が追加されまして「21. 子ども・子育て支援の推進」という政策が追加になります。これは従来、少子化対策を政策統括官の共生社会政策担当が所管しておりましたけれども、ことしの4月から子ども・子育て推進本部という新しい部局が内閣府にできますので、それに合わせて政策体系も見直しをいたしまして一つの部局ができることから、一つの施策を追加ということを修正しております。

それとあわせて、現行の子育て支援を行っている共生社会政策担当の部屋からこの子育て支援に関する施策が抜けますので、それに伴う施策の削除、移動をあわせて行っています。

1 ページ目に戻りますけれども、削除になったものが幾つかございまして、例えば政策「4. 経済財政政策の推進」の「③緊急雇用対策の実施」であるとか、政策「5. 地域活性化の推進」の「⑦特定地域再生計画の推進」「⑫地域活性化・効果実感臨時交付金の配分計画の策定」などは施策が時限であったり、施策そのものが見直しになったなどで廃止になりましたので、施策体系からも削除になります。

あとは、施策名称の修正をしております。「8. 科学技術・イノベーション政策の推進」なのですけれども、「・イノベーション」が本来さまざまな計画とかで科学技術とワンセットで表記されているのですけれども、従来では、それがついていなかったのをこれを機に見直したいというものがあつたので、その微修正がございまして。

事前分析表についてなのですけれども、測定指標の設定に関するものが9施策ございまして、具体例として先ほどの26年度改定案と同様に資料3-1の2枚目、3枚目に具体例を挙げておりますのでごらんいただければと思います。

2枚目の「青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）」でございますけれども、これは測定指標の2番目と3番目を追加しております。

これは、去年の夏に事後評価を実施した際に、指標番号1のフォローアップだけだと、必ずしも施策の効果をきちんと分析できないということから、この2と3になっている指標を参照して評価をしたわけなのですけれども、参照するのであればあらかじめ指標の中に入れて、きちんと時系列でフォローアップしていくほうがよかろうということで、指標を追加しているものでございます。

次は「国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析」なのですけれども、これについてはお手元の事前分析表の「内閣府27-13（政策5-施策②）」をご覧くださいませでしょうか。

従前、1～4番のみで実績評価を行ってきたのですけれども、さらに具体的な満足度について利用者の観点からきちんと評価をしたらどうかという判断からホームページの満足度についてヒアリング調査を行うということで、ここには満足度として5点評価であるとか、そういったことを想定して考えているのですけれども、これとあわせて定性的なコメント等も聞き取ることによってホームページの改善にあわせまして、そもそもホームページに載っている資料等の受け取り手側の反応を見たいということで、これを追加しているということでございます。

以上が、27年度実施計画に関する案のポイントでございます。

最後に、資料4でございますけれども、こちらは第5次の基本計画で今年の今ごろに御助言いただいて策定したもののなのですが、この一番後ろに体系図がございまして、今の体系図の変更に合わせてこの一番後ろの体系図も変更する必要があるございまして、基本計画の改定とさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

随分盛りだくさんで、どういうところからでもよろしいのでコメント、御意見がございましたらお願いいたします。

○田辺委員 口火を切らせていただきます。

資料2-1の新法の成立に伴う施策の追加で、アルコール健康障害対策の議員立法によるものは所管がどこに飛んでくるのかは大問題であるのですが、やり手がないときは大体、内閣府に来るのかもしれませんが。

現に、何が聞きたいかというこの法律の中身は、私は不勉強で勉強していないのですが、中を見ると基本計画と年度計画と各事業で成り立っているという構成ですね。

ここの基本計画があって事業計画と年度計画みたいなものは、大体、総合評価方式で落とし込んでいるのでしょうか。つまり、基本計画の最終年度前か何かに大体、見直し条項が入っていて、それに合わせて総合評価をする形の整理になっていらっしゃるのでしょうかというのが基本的なクエスションの1番目です。

○東課長 基本計画仕立てのもので、平成26年度実施計画に追加したところで総合評価にするという整理をさせていただいています。

○中村課長補佐 先ほど説明し損ねてしまったのですけれども、資料3-3の東の一番後ろの27年度の実施施策の体系図になるのですが、全部で88施策ございます。そのうち、実績評価方式を行うものについても重点化をするものが13施策ございまして、またさらに総合評価方式を行うものは22施策となっております。

総合評価方式になっているものが「13. 共生社会実現のための施策の推進」に集中しているのですけれども、今、御指摘いただきましたとおり、基本計画、方針、大綱といった総合的な施策パッケージをやっているようなものについて、その計画に定められた年限を振り返って重点的に見直しをして、次の計画の策定にその評価を役立てる形をとりたいと思っております。

そのアルコール健康障害対策基本法も同様のつくりになっておりまして、計画についてはまだ具体的に定まっていないのですけれども、そのような方向で計画の推進という形で進めていくということでございますので、同様に総合評価方式をとりたいということでございます。

○田辺委員 これはちなみに関係省庁は、どこになるのですか。

○中村課長補佐 厚生労働省や法務省。財務省と書いてあるのは、酒税の関係かもしれないです。あと、教育的観点があるからということだと思のですが、文部科学省。あとは警察庁などが関係省庁として入っているようです。

○田辺委員 わかりました。ありがとうございます。

2点目の3-1の手続きを見直すというのは、これで構わないのかなという感じはするのですが、ただ、租特の現状がどうなっているのかは若干お伺いしたい。これはたしか前年かに租特に関しては結局、国税に法人税の資料が回ってきますから、あれのチェックで

総務省は実際にやったのではないのでしょうか。

あれをやると結局、実際に使っているのは数社しかいなくて、それがその全体の90%を占めているとか言ってぶったたくというのは正しくないのかなど。これでいいのかというクエスチョンを出す形になるのだと思います。

これは要求局のほう、つまりここで書いてある政策評価担当課も知っているはずなので、これはそういう情報はその要求のときに出てくる評価書なのか、フォーマットが分かっているかどうかわかりませんが、そういう情報は入れ込んで実際に動いていると考えてよろしいわけでしょうか。

○中村課長補佐 租税特別措置等については、基本的に事前評価を要望のときに行うようにということが決められております。事後評価についてはこちらの有識者懇談会にかけさせていただいておりますが。

税制改正要望で施策の拡充であるとかいったことを行う際にまた事前評価を行うのですが、事後評価はその事前評価によって兼ねてよしとガイドラインにありますので、実態として事後評価を行っているものがないという状況です。したがって、お諮りしたことがないということなのです。事前評価につきましては、おっしゃるとおり財務省、総務省の税制当局で活用されておりまして、B/C分析とかいったところを我々も重視して点検しているところでございます。

○東課長 タイミング的には税制改正要望を出す8月末が目途です。特に法人税関係は、やるように義務づけられておりますのでやっているというところでございます。

○田辺委員 8月に租特の概算要求と並行して出すので、3月締め切りの法人税のものが8月に使われているのですか。そんな早いのか。もう1個前ぐらいのスケジュールかなと思っていたのですが。

○中村課長補佐 次年度施行の租税特別措置等に関して、8月に要望書の締め切りを迎えます。そこから税制改正当局と調整して租税特別措置法の改正をその年明けに行って、施行という段取りになるのが基本的な流れかと思えます。

○田辺委員 新規のものはそれで構わないと思いますが、例えば租特の延長とかというときは今までどのくらい利用されているのかを出さないと。それは8月の年の3月のデータを使っているのですか。

○中村課長補佐 8月のときにはまだ前年度の3月までのデータは出ませんので、その前々年度のデータまでを用いています。さらに部局でユーザー調査といったものをかけたり、あるいは同様の税制があればそれを見て、大体これくらいの利用が見込めるといったことでデータを使っている現状です。

○田辺委員 わかりました。そういうスケジュール感ですね。

さすがに3月で、8月はやや税のものに関しては早過ぎるので、それは無理ではないかと。

○東課長 継続要望のものは一番直近のものが前々年度となってしまうのですが、それを

ベースにやる形になっています。

ただ、新規のものについては結構法律絡みのものがあり、法律の中身も決まっていない段階で、税制の中身もまだ決まっていないという形で当座出しているという場合もございます。

そこは継続ものと新規ものとで大分、様相は違っているところでございます。

○田辺委員 わかりました。

それだけしっかり運用されているのだったら、かなり結果が継続物でその辺、どのくらい利用されているのかは本当に結果がはっきりしていますから、あれは要求部局に対してはかなり圧力とは言いませんけれども、きちんとやらないとまずくなるものかなという感じがしているということ。

次に、まとめて聞いてしまえということで、26年度、27年度はこういう形で構わないと思うのですが、ただ、これが例えば大綱ものなどところすと、自殺対策の総合推進みたいなものと「⑩自殺対策に関する広報啓発、調査研究等」というものはある意味特出しされているのですが、これは広報啓発事業、調査研究と総合推進がほとんど同じパターンで分かれているのですが、これは分ける必要があるのでしょうか。

要するに、総合調整事務と広報啓発がやるところは別だからというので分けているような。

○中村課長補佐 これは予算との連携という観点でこういうやり方をしているのですけれども、5年前に予算との連携をきちんとするという話がありまして、実は部局によってまちまちのところはあるのですが、基本的に予算の事項ときちんとこの政策評価体系の施策が連携するように見直しをした経緯があります。

この予算のつくりとして、総合的推進と広報啓発が別建てになっておりますので、それをフォローアップしやすいようにということで政策評価書も分けているという実態があります。

○田辺委員 総合推進は大体、各省につけられていて、広報啓発は内閣府という。

○中村課長補佐 いえ、両方とも内閣府の事業になるのですけれども、1つ目については、たしか自殺の関連会議といったものがあつたと思うのですけれども、そういったものを回す経費だったのではないかと思います。

○南島委員 大綱直下で2つの会議が回っていますので、そちらの会議の運営ということだと思います。普及啓発は補正等で今までついていたりした調査ですね。

○中村課長補佐 一応、経常的な事業としてやっている施策という位置づけになっています。

○田辺委員 わかりました。

○南島委員 田辺先生がおっしゃった部分で、自殺対策に関しては厚労省に移管。内閣府の業務の見直しですね。あれはこの後、取り扱いはどうなっていくのですか。ここを変えていかないといけないということに、さらになくなっていきますね。

○東課長 今、法案が提出されたところをごさいますて、それが通れば早いものは来年の4月1日から順次移管されていくことになります。

○南島委員 プロセスとしては約1年間ですか。もうちょっとかかりますか。

○東課長 来年の4月1日が一番早いものになります。

○南島委員 来年の4月1日が一番早くてそこから。

○東課長 一定期間後に移管というものも確かあったはずですが。その法律に書いてあるとおりに移管されていくことになります。

○南島委員 そうすると、こちらの実施計画や基本計画の手直しは、その都度される感じになるのですか。

○東課長 そうなります。ちょっと煩雑でございますけれども、そういう形になります。

○南島委員 これは一括しては、なかなか時期的に難しいのですか。

○東課長 4月1日が確か多かったと思いますが。

○中村課長補佐 まだ法律が通っていないという状況もございますので、政策評価体系の現時点から見直しということはできないのですが。

○南島委員 見直しされた際は、特に見直しされた結果報告をこの会議では聞いたらいいということなので、その都度決裁は上げられて、まとめて後日これだけ変わりましたという説明として私たちは聞くことになるという理解の仕方です。

○中村課長補佐 そのような形になろうかとは思いますが。

○田辺委員 うんちゃらうんちゃら大綱何とかみたいなものは、ほぼ。食育はなかなか抵抗している方がいるとは聞いたけれども。

○中村課長補佐 たしか交通安全もリストに載っていて。

○田辺委員 被害者はこの中に入っていましたっけ。あれも落ちますね。

○南島委員 そこで移管をされることになると、今までの業務のやり方としては、一応総合調整的な機能があるはずだということで進んできたわけです。ひょっとすると政策評価で転換点にひとつなりますので、レビューをかけないといけないのではないかと仕事が増えるような話になるかもしれませんけれども、そんな複雑なものでもなくともいいと思うのですが、一回総括をかけたほうがいいのではないかと気はするのです。

内閣府で持っていた状態でどういう効果、成果、結果、パフォーマンスが出ているのかという話とそれをもう一度分担管理に戻していくというか、そちらに移していったときにその機能の発揮の仕方は当然変わってくるわけですね。そちらの官庁の中での予算の取り合い等々になっていくことになりますし。

そうすると、こちらできちんと総括をしていると向こうに移管したときも、ひょっとしたらスムーズにいく部分もあるようにも思うのです。そういう意味での政策評価の役割はひょっとしたらあるのかなという気はするのですけれども、この点は論点としてはいかがでしょうか。

○中村課長補佐 今回の内閣府の見直しにあわせて各省も総合調整を担える形で各省の機

能の見直しも合わせてされます。各省に移管されたときに今まで内閣府がやっていた総合調整機能が、各省が果たせないかというそういうわけではなくて、内閣府が担っている機能を今度は逆に、各省の大臣が総理大臣にかわってやる機能になってきますので、内閣府と同様の機能を果たせるということが、今回変わることになります。それが1点。

また計画大綱に基づいて今、総合評価のテーマを設定しておりますけれども、どこが中心となって所管しているかが変わったことによって、計画が中断したり断絶したりするわけではございませんので、移管の際にどうやった形で総括ができるのかといったことは、部局と相談しなければわからないのですけれども、少なくとも計画が終わる時点での今、総合評価を設定しておりますので、我々もまだそこまでの考慮はしていなかったもので。

○南島委員 論点としてということで、あくまで申し上げたいと思うのですけれども、予算のとり方も変わってくるわけですね。今までのつけかえもなくなるわけですし、そのような形もなくなっていくものも出てくるかと思えますし、補正などでつけていた分が通常予算で乗せていくというプロセスに変わってくるかもしれない。やり方は多分、いろいろ変わってくると思うので、ここまでの総括は何らかの形でかけられるのであれば、かけていてもいいのかなという気はある程度します。

実態として本当に変わらないのであればいいかもしれませんが、ひょっとしたら中には、内閣府に戻したほうがいいというものも実は出てくるのではないかと懸念もありますので、こちらに置いていたほうが全体が見える。大綱を回すときにも、こちらのほうが全体のマネジメントとしてはすぐれている点もきっとあるかと思えますから、そういうところが出てくると内閣府の役割ですとか今後の議論にもつながっていくのかなとも一方で思うのです。

○中村課長補佐 恐らく施策のレビューというより、内閣府としての組織の役割としての点検みたいな感じなのでしょうか。

○南島委員 そうですね。そうすると政策評価という枠ではなくて、移管に際してのレビューみたいな形で多少報告をまとめて、こちらにも今までの議論の蓄積もありますから、ストックしておくことは論点としてはあってもいいのかなとは思いますが。

○東課長 計画自体が継続中だと、なかなか全部計画をレビューするのは難しいことだと思います。政策評価という形でやるのか、法律が通れば移管の準備が始まりますので、そういった中で工夫ができるか考えていきたいと考えております。

○南島委員 別の観点でもう一つ発言を続けさせていただければと思います。資料3-3で実績評価方式と総合評価方式が並んでいる表です。

資料3-3を拝見していますと、私が理解の仕方が間違えているのかもしれませんがけれども、この事前分析表をつくってくださいと言ったときに、なかなかこういう形では表現がしにくかったものが、ひょっとすると、物によっては総合評価方式ということで出ている可能性があるのかなと見えるのです。

もし、そういうことであるならば、そこに実はなぜ実績評価が難しいのか。指標の設定が難しいのかという論点もあったのではないかと思うのですけれども、それが隠れるのは心配だなと。できればそれが表現できるといいなと思った次第です。

何を言っているかと言いますと、こちらの会議に来る直前に山谷先生と一緒にですけれども、行政事業レビューのお話を聞きに行っていました。

行政事業レビューでは、今回は内閣府の事業レベルに関して成果をきちんと表現することが非常に強く言われているというお話がありました。政策評価と連携をするということが言われていたわけです。

内閣府の政策特性として普及啓発、調査研究に関して、あるいは他府省へのつけかえとか、そういう総合調整機能の発揮みたいなものに関しては、成果をうまく表現できないという弱点が一つあったかと思うので、それを説明していかないといけないという論点がここひょっとしてあるのではないかと。

内閣府の持っている施策がなぜ定量的な表現になじまないのか。成果、アウトカムの表現ができないのかという論点を、ひょっとしたらこの実績評価、総合評価方式のセレクトの段階で議論として出ていったのではないかと思いますので、そこをお伺いしたいなと思いました。

○中村課長補佐 基本計画や大綱ものといった中長期的なスパンで見えていきつつ、かつ、おっしゃられたように何がアウトカムなのかは、なかなか捉えづらいものについては多角的な観点からじっくりと分析をすることが重要ではないかという観点で、我々で部局と調整いたしまして、そういったものを総合評価方式に移行してきたことなのです。参考資料4としてつけておりますが「総合評価方式により政策評価を実施する平成27年度実施施策の概要」という紙がございますが、その中でなぜ総合評価方式を採用するのかといったことも簡単ではありますが、記載をさせていただいています。

この中で1枚にまとめようということで、非常に簡単にまとめさせてしまったのですけれども、なぜ総合評価を採用するのか。あと、評価の観点ということで、これは概要紙によってまちまちなのですけれども、そもそもどういったものが基本計画にまとめられていて、どういったものをフォローアップする必要があるのかといったこと。また、既に使うべき指標が決まっているのであれば、それについても言及してもらいながら概要紙という形でまとめております。

○南島委員 ありがとうございます。

そうしますと、今、お示しいただいた資料ですけれども、ここに書かれている内容は「政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要がある」と多くのものが書かれているのですが、肝心なのはここの部分ですね。なぜ掘り下げないとわからないのか。政策の特性などもありますけれども、その部分の説明をもし、していただければ事業レビューで見たときにも同じことだと思うのです。成果の説明が難しい。政策の特性の説明をもう少しできればここはしていただきたい部分かなと思うのです。ここのところがより説

明的であることのほうが望ましいかなと。

ちょうど同じ時期に今度は独立行政法人の改革もございませぬ。目標管理型と行政執行と研究開発で。要するに、アウトカムが研究開発などは出さないからということで類型化をされたと認識しております。

そもそも数値管理になじまないような政策に関して、他の府省では例えば外務省などもそうですけれども、うまく成果が表現できない理由の説明などを割と最近充実させてきているところがございませぬ。この部分の説明は大事ではないかと思うのです。

○東課長 この紙自体は正式な実施計画の一部ということではなくて各部局に参考として出していただいたものですから、部局によって随分レベルが違う書き方になっています。

ただ、評価の視点、観点のところをみますと具体的な数値を使ってやろうとしているところも結構ございまして、いろいろな角度でいろいろな指標を使って評価しようというスタンスは、おおむねどの部局もあるのかなとは感じているところでございませぬ。

ただ、毎年度評価していくのはなかなか難しく、計画期間の終了時に一定の評価をする、そもそも基本計画に基づくという形になっておりますので、総合評価行い、その際、具体的な指標などでやっていくのが基本スタンスなのかなと考えているところでございませぬ。

決して、指標が難しいから隠すとか、そういうことではないと私どもは考えてはいるのですが。

○南島委員 ありがとうございます。

もちろん、そういうものもあると思いますけれども、逆に分析をして進めて議論して深めていかないと表現できないものも多分含まれていると思うのです。

私が気にしておりますのは何かといいますと、ここの表現の仕方云々ももちろんですが、それよりも何よりも行政事業レビューとの関係です。行政事業レビューで非常に強く政策評価との連携と定量的な成果の表現が打ち出されていますので、その説明をどちらでやるのか。

政策評価の側で説明をしたほうが、アウトカムの議論に関してはなじみがいいのかなと思っておりましたので、こちらでもうちょっと説明していただくと行政事業レビューの負担を下げられるかなと思ったわけです。よろしければこの論点も別に政策評価法の枠の話ではありませんので、ぜひ部内で御協議いただければと思います。

○中村課長補佐 ありがとうございます。

○山谷座長 私から1点質問です。

先ほど大綱等の総合評価方式を年度ごとに何年にやると今、決めているのが表でありました。これ以外に総合評価で何かやることは、あり得るのですか。

○中村課長補佐 将来的に、そういった総合評価でテーマ設定をすべきものがありましたら、当然追加になることもありますし、これはあくまでも現時点での27年度実施計画の資料の位置づけでございませぬ。

○山谷座長 ここだけ拝見しても平成28年から毎年1つ2つ、これはかなり大変ではない

かなと思うのですが。

それに加えてまた、いろいろなものが出てきたり、あるいは最近ですとまち・ひと・しごとでいろいろな事業にPDCAサイクルで評価しろなどというのが入ってきて、それがこちらに飛んできたらまた大変なことになりますね。

あれが怖いのは、内閣府がそういうものをお持ちなのですけれども、地方公共団体にいろいろお金を出してそこでやったものまでも守備範囲が入ってくるのかどうか。

多分、入らないとやったほうがいいのかもしれませんが、それだと説明にならない場合が多くて、何で成果が出ないのか。現場に丸投げしているからではか。言葉は悪いですがけれども、痛くない腹を探られる可能性があって、そこは慎重にまち・ひと・しごとだけではなくて、ほかの地方公共団体絡みもそうだし、あるいは他省もそうなのでしょうけれども、絡んできた場合には、何らかの頭の整理みたいなものはこちらでされていたほうが説明ぶりとしては丁寧になるかなと思います。コメントですが。

○田辺委員 同じ問題は昔からあります。内閣府だけではなくて、特にひもつきとは言いませんけれども、カテゴリカルブランドみたいなものではなくて、交付金化されてきますので、交付金化されてくるとお金を配るだけではないのというのがあって、逆にある種の情報を配った先にフィードバックするという仕掛けが余りうまくできていないところがありまして、自治体からすると余計なお世話だということなのかもしれません。ただ、国の責務と地方自治体の責務の中で、そういうことはそれなりにきちんと考えていかなければいけないのかなという感じはしています。

特に、だんだんそこはみんな気づいてきて、交付金だけで成果はと言ったときの要望のとり方、整理の仕方みたいなどころはありますので、そういうことも含めてお考えいただければというのが一つ。

2番目は、評価の中に何でも入れ込む必要があるのかなという気がしてしまっていて、例えば基本計画だったら基本計画の見直しのときにまとめますから。それをもって評価にしてしまえとあって、私などは十分ではないかなと思っているところがあるので、余り形式的な何かに実質を入れ込み過ぎて重くなると動きませんので、どこかが一回きちんとチェックして見ている形をできるだけつくっていただいて、紙を二度手間で作るというのは余りやらないほうがいいのではないのかなという感じは個人的にはしております。

特にそれは内閣府のこの業務。ぱっと見てすごいなというか、誰が理解しているのだよという感じがする形になっていますので、その整理は上手にやっていただければと思っています。

○山谷座長 よろしいですか。

議題の1～3に関しましてはこういって、お願いいたします。

続きまして、議題4「目標管理型の政策評価の質の向上に向けた取組について」を事務局から御説明をお願いいたします。

○中村課長補佐 今度は、こちらの資料5と振られた資料の束をごらんいただければと思

います。総務省が先週の金曜日に公表したものでございまして、目標管理型の政策評価の実施に当たっての留意点などが総務省から示されているものです。

基本的には、ガイドラインに沿った事項を実際に点検した結果を踏まえて注意事項をまとめたものがこちらの事務連絡になりまして、当府として冒頭は審議官から政策評価の質の向上に向けて取り組んでいきたいということを申し上げましたけれども、こういった総務省からの点検結果を踏まえて部局に周知しながらさらに質を高めていきたいと思っております。

次に、御報告に近い話になるのですが、こちらの別添の資料が横置きでついております。こちらは総務省が政策評価書を点検した結果、把握された問題点を具体的にまとめつつ優良事例を紹介したものなのですが、3ページ目「2. 点検結果(2)」とあるのですが、こちらは優良事例として内閣府の例が実は多数紹介されたのですが、例えばの一例としてなのですが、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等の分析結果が載っています。こちらは原因分析を踏まえて政策の見直し、改善の方向性が明らかにされているということで、この点は評価できるという指摘があったのです。

6ページ目「2. 点検結果(4) - ②」は交通安全対策なのですが、レビューで御指摘いただいたことをきちんと政策評価に活用して政策評価と行政事業レビューとの連携を深める工夫を行っている優良事例ということで紹介されております。

そのほかにも9ページ目でありますとか、参考資料の8ページ目にも優良事例として内閣府の事例が取り上げられておりまして、農水省と内閣府とで優良事例を競い合っている状況になっていまして、これもひとえに先生方から御助言いただいた結果かと思っております。改めてこの場で御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

引き続き、内閣府においては政策評価の質の向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○山谷座長 この優良事例などを取り上げているのは、総務省の行政評価局の客観性何とかというところなのでしょうかね。

○中村課長補佐 客観性担保評価推進室でしたか。

そこが今回褒めて育てる方針とあって、優良事例を出したらしいのです。

○井内審議官 私もちょうど先週、公表になってその前に説明を受けていたのですけれども、褒められているところは先生方のおかげなのですが、やはり見直すべきところはどうかということだったのです。

それはそれぞれ府省の問題点は当然あるのですが、そこは一般的な指摘に変えているということで、一般的な指摘の中でも内閣府も受けとめなければいけないところはありますので、それは先ほど先生方からいただいた論点なども見直しながら引き続き改善してまいろうと思っております。

今の御指摘をいただいていた行政事業レビューとの関係の点に関してですが、交付金で

基金などを積んでいるやり方については来年度から単年度化していくということで、実際にはそういう意味の見直しも行われ、お金を積みばそれで最終的な用途の効果まで目が届いていないという御批判など、そういうところについては一部見直しなどを進めているという実態はございます。

○山谷座長 これに関しては、もうよろしゅうございますか。

○田辺委員 私はこれが外れた後の話なので、目標管理型に移行するのはプラスの面もあるけれども、マイナスの面もあるのかなとは思っていたのですが、プラスの面は分析をやっておかないと後でもめるだけですので、そういう意味では評価の軸が各事業ごとに割とはっきりするという点が一つのものです。

他方で手間がかかる。年2回もやらなければいけないのかということになるので、このところを若干懸念はしていたところではす。

ただ、政府、各府省全体の中で数値目標アレルギーが少し薄まってきたのかなと思ひまして、これだけPDCAと言ひて、どこまでやるのだということの結果をはっきりさせろとか。プラスして、もうちょっと厳しい場合には行程表を出せみたいな形になっているので、そちらのプランに近い部分だと思ひるのですけれども、そこがぐっと強まってくると評価もやりやすくなってきているのかなという感じはしてあります。

感想です。

○南島委員 今、御紹介いただいた資料について御質問です。

まず「1. 目標管理型ガイドラインに沿った対応が求められる事項」とございますね。

その後ろは御留意いただくことが望ましい事項。多くの論点は2. にあるのかなと思ひうのですけれども、1. のところで何か気をつけないといけないというか、内閣府の事業で幾つかひっかかりそうだなみたいな議論は、特になさそうではすか。

○中村課長補佐 基本的に目標ガイドラインに沿った対応を既にしていたところではす。

○南島委員 特に問題はないではすね。

そうすると2. の御留意いただくことが望ましい事項と書かれているものですけれども、これは掲げた指標と分析の議論ではすね。それは先ほど総合評価のところと言ひた論点と全く一緒なではすけど、単年度の管理が難しいとか、あるいは分析表を書きにくいとか、そもそも数値管理に施策の特性としてなじまないとか、余りにも多くのステークホルダーがい過ぎて外部要因が大き過ぎるとかいう話になってくるかなと思ひうのです。

御留意と書かれていますけれども、解消することはなかなかないのではないかと思ひうのです。施策の特性に根差すものである限り。そうすると、そこをどう丁寧に説明していくのかが論点として残っていくのかなと思ひます。

これはコメントではすけれども、その部分がまさに行政事業レビューとの連携において政策評価側が意味を持つ部分かなと思ひうのです。そういうことなのかなと解釈しましたが、何か理解の仕方がちょっと違ひうのではないかとかございましたらお願いします。

○中村課長補佐 おっしゃる御指摘について当方も常に問題意識を持っておりまして、事

後評価の様式の中で、なぜその評価なのかという根拠を書く欄があるのですが、そこに測定指標だけでは捉えられないようなものもきちんと書くように、担当部局を指導したりしているところでは。

まだ不十分な点もあるかもしれませんが、本日御指摘いただいた点を含めて、今後さらに改善を図っていければと思います。

○南島委員 ありがとうございます。

○山谷座長 エンドレスな政策はありそうですね。例えば沖縄振興とか、あれを人為的に平成34年とか区切ってやるのでしょうか、その段階で総合評価か何かが入りますね。あるいは目標管理でもいいのですが、そのときにまた平成34年だったら、それをフィードバックしながら政策の新しい何かの計画をつくられるわけですね。そのときに目標管理でもいいし、数値指標でもいいのですが、それが果たして役に立つか立たないか、ある程度今から考えておかないと一応評価をしましたが、それは余り反映されていないことになりませんか。

○中村課長補佐 すごく難しい部分が沖縄政策にはございますので、もちろんその指標を追いかけていった結果をどのように個別の政策にどう反映するかというと、必ずしも1対1対応でなかったりもしますので、その評価方法としてはなかなか難しい部分なのだろうなと思います。

沖縄政策については総合評価に適応しているのですが、沖縄振興基本法でしたか10年の時限立法なのですが、そのタイムスパンでやっていこうということなのですが、もちろんこういった課題が分析されたとしても、それをどう解決していくのかといったことがなかなかPDCAサイクルの中でうまく表現しづらい部分もあるのかもしれませんが。

そこは部局と総合評価を実施する際に、具体的にどうやったら説明責任を果たせるのかを検討していけたらと思っております。まだ我々も具体的に事後評価をやる段階になっていませんので、どのような具体的な論点があるのかを把握し切れていませんけれども、今から察するに、そういった政治的な部分とか難しい部分も考えていかなければいけないだろうなと思います。

○山谷座長 だから微妙に向こうの人の目線とこちらの目線がずれているので、悪く言えば政治的対立になるのでしょうか、そのところはなるべく修復する形で表現を変えていくとか、単純に観光客の入れ込み数がどうのこうのではないような部分もありますし。そこはある程度数字がいいのですが、数字では語り切れない部分がどうもあるので、その背景をお考えいただくということでもよろしゅうございますか。

4. は終わりですね。「5. 今後の予定等」ですか。

○中村課長補佐 スケジュールについては資料6の横置きになりますけれども、本日御議論いただきました26年度と27年度の実施計画の改定案と第5次基本計画については、御指摘いただいた点も部局にもフィードバックしつつ、今回の御指摘は今後の事後評価に生かしていくべきところかと思っておりますので、そういった点を部局にフィードバックしつつ、こ

の計画については部内で決裁をとらせていただいた後、年度明けくらいになるかと思いますが、ホームページ等で公表したいと思っております。

あわせて今後、今年度の実施策について事後評価をやる夏に向けて部局に発注をかけて、ドラフトを固めてまいりたいと思います。

恐らく8月中下旬くらいになるかと思いますが、懇談会を開催させていただきまして御意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○山谷座長 スケジュールで特にございませんね。

次回の懇談会につきましては、平成26年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）を主な議題として8月ごろに開催したいと思います。

以上をもちまして、第22回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を終了いたします。

皆様、今日はお忙しい中どうもありがとうございました。